○国土交通省告示第四百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　昭和四十九年建設省告示第九百八十四号に掲げる土地の区域

二　昭和五十年建設省告示第八百三十二号で指定した同年建設省告示第八百三十一号の一に掲げる土地の区域

三　昭和五十四年建設省告示第八百二十号で指定した同号三に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第四百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の区域

二　平成二十七年国土交通省告示第千二百六十九号で指定した同号十二に掲げる土地の区域

三　平成二十八年国土交通省告示第千四百三十五号で指定した同号四及び同号六に掲げる土地の区域

四　平成三十一年国土交通省告示第四百十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域

五　令和元年国土交通省告示第五百五十七号で指定した同号二に掲げる土地の区域

六　令和三年国土交通省告示第二百十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第四百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

点	北緯	東経
1	35°18′09.2041″	135°13′14.8065″
2	35°18′08.6849″	135°13′15.1107″
3	35°18′08.1704″	135°13′14.9041″
4	35°18′08.2098″	135°13′14.7981″
5	35°18′08.5722″	135°13′14.7160″
6	35°18′09.1504″	135°13′14.6115″

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

更級川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県千曲市大字八幡の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°29′48.2780″	138°05′22.5813″
2	36°29′46.5093″	138°05′21.1835″
3	36°29′46.2034″	138°05′21.3274″
4	36°29′41.8016″	138°05′18.8274″
5	36°29′41.7099″	138°05′17.6673″
6	36°29′42.3400″	138°05′17.6564″
7	36°29′44.9042″	138°05′18.4177″
8	36°29′47.0158″	138°05′19.8911″
9	36°29′48.3783″	138°05′21.0874″
10	36°29′48.8555″	138°05′22.0765″

○国土交通省告示第四百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大島川

二　砂防法第二条の土地の表示

京都府綾部市大島町岡ノ段の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を令和六年国土交通省告示第四百五十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、三点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°53′16.0247″	135°31′42.4197″
2	34°53′15.8151″	135°31′43.0516″
3	34°53′15.1650″	135°31′42.7757″
4	34°53′15.1775″	135°31′42.2987″
5	34°53′13.0289″	135°31′41.6098″
6	34°53′11.0422″	135°31′40.2788″
7	34°53′10.3093″	135°31′36.5954″
8	34°53′09.3807″	135°31′34.9964″
9	34°53′10.0393″	135°31′33.7229″
10	34°53′11.3175″	135°31′34.1921″
11	34°53′11.8193″	135°31′33.9448″
12	34°53′12.0828″	135°31′33.3721″
13	34°53′11.9795″	135°31′32.1952″
14	34°53′12.3487″	135°31′31.5306″
15	34°53′12.9104″	135°31′31.4324″
16	34°53′13.3944″	135°31′31.1682″
17	34°53′14.2008″	135°31′30.0485″
18	34°53′14.6573″	135°31′30.1301″
19	34°53′13.7998″	135°31′31.6526″
20	34°53′13.5296″	135°31′31.9361″
21	34°53′13.2930″	135°31′31.8415″
22	34°53′12.2679″	135°31′32.2879″
23	34°53′12.3901″	135°31′33.4375″
24	34°53′12.3636″	135°31′33.9363″
25	34°53′11.7567″	135°31′34.5522″
26	34°53′11.4491″	135°31′34.6242″
27	34°53′10.8775″	135°31′34.4403″
28	34°53′10.3086″	135°31′34.5208″
29	34°53′09.9201″	135°31′34.7017″
30	34°53′09.9018″	135°31′35.0749″
31	34°53′10.0222″	135°31′35.3854″
32	34°53′10.7826″	135°31′36.0080″
33	34°53′11.0174″	135°31′36.2468″
34	34°53′11.2194″	135°31′36.8923″
35	34°53′11.2063″	135°31′39.1827″
36	34°53′12.1266″	135°31′40.5580″
37	34°53′12.7576″	135°31′41.1153″
38	34°53′13.7285″	135°31′41.2819″
39	34°53′14.8410″	135°31′41.8942″
40	34°53′15.6876″	135°31′42.1423″

○国土交通省告示第四百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東谷

二　砂防法第二条の土地の表示

大阪府茨木市大字泉原の区域内の土地のうち、次の一点から四十点までを順次結んだ線及び一点と四十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十二年内務省告示第七十一号で指定した土地の区域を除く。）

○国土交通省告示第四百四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之